

朝里小学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 10 月 3 1 日改訂

小樽市立朝里小学校

1 はじめに

<いじめの定義>

いじめの問題は、児童生徒が夢と誇りをもち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題ととらえ、「小樽市立朝里小学校いじめ防止基本方針」を策定する。平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」施行後も、全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど後を絶たない現状があり、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、国・道・市における「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂に伴い、本校においても「いじめ防止基本方針」を改訂する。

※根拠法令等

- ◎いじめ防止対策推進法 ◎いじめ防止等のための基本的な方針
- ◎北海道いじめの防止等に関する条例 ◎北海道いじめ防止基本方針
- ◎小樽市いじめ防止対策推進条例 ◎小樽市いじめ防止基本方針 等

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

①重点

- ・児童、教職員の人権感覚を高める。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題の早期解決を目指す。
- ・情報の共有・迅速化を図り、いじめ防止対策委員会を軸に組織的に対応する。
- ・いじめ問題について保護者・地域、関係機関（教育委員会・警察・ロイヤー等）との連携を深める。

②留意点

- ・いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ・インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

- ・児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれること等、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、生徒指導交流会や C4th 等で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ・児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ子ども」等、配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を適切に行う。

3,本校における「いじめの解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性等から長期の期間が必要であると判断される場合は、目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、いじめ

防止対策委員会において、集団で組織的に判断する。

注：上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童び加害児童については、日常的に注意深く観察を継続する。

3 いじめの未然防止

(1) 児童

- ・一年時に、六年間の人間関係の基礎を作る。個々の違いや良さを理解し、認め合うことの大切さを理解させる。
- ・一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を持たせる。
- ・わかる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、児童に学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・「自分は必要とされている」「自分が存在していることには意味がある」という心を全員が持てるように指導する。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることと同様であることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友だちに知らせたり、止めたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 教員

①望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る

- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・児童の自己有用感、自己肯定感を高めることを意識した日頃の声かけや、学習活動を展開する。

②いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくり

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級づくりを進める。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。

③児童の発達段階に応じたインターネットの適切な利用の促進

- ・インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」、「情報モラル教室」等を通じて、生活習慣の改善と発達段階に応じた、インターネットの適切な利用を促進し、ネット上のいじめの防止等に取り組む。

④法に基づくいじめの積極的認知（いじめ見逃しゼロ）

- ・自分の受け持ちの学級以外においても、児童のささいな変化・兆候に対して、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

⑤指導について

- ・教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ・児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

（３）学校

①いじめ防止対策推進法第13条に基づき基本方針を策定し、いじめの防止、早期発見・早期対応に関する措置を実効的に行い、さらに組織的な対応を行うため「いじめ防止対策委員会」を中心として校長のリーダーシップの下、教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、本校の実情に応じ以下の対策を推進する。

②全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。

③児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する、いじめに正面から向き合う道徳指導をカリキュラムに位置づける。

④いじめに関するアンケート調査を年間2回、子ども理解支援ツール「ほっと」を年間2回実施する。結果から児童の様子の変化などを卒業するまで、教職員全体で共有する。

⑤児童が、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

⑥「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。

⑦「全校朝会」の場を活用して、校長等が「いじめ問題」に関する講話を行い、学校とし「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任や、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

⑧児童会を主体とした、児童間でのいじめ対策の実施

例1：「ありがとうの日」運動・「心あったか」運動の推進

人と人とのかかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために「ありがとうの日」を毎月第1週に設定する。

例2：朝里中校区でのサミット

いじめゼロを目指した活動（標語づくり等）を推進する。

例3：ピアサポートカリキュラムの実施等

（4）保護者・地域に対して

- ①児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校
だより、PTAの諸会議、学校評議員会で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動の周知、利用の促進を行う。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応・早期解決

（1）早期発見にむけて…「変化に気づく」

- ・児童児童の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

（2）相談ができる…「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

（3）早期の解決を…「傷口は小さいうちに」

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許されないこと」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5 校内・校外体制について

(1) 学校内組織

「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」

- ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹、生徒指導担当教員、各学年代表、養護教諭（スクールカウンセラー）で組織する。必要に応じて、外部の専門家を活用する。
- ・ 本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談、実態把握等、認知があった場合、当該学年主任、担任を加え事実関係の正確な把握、状況の整理、関係児童・保護者への今後の対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

(2) 情報交流

①「生徒指導交流」

月1回、教育課程委員会において全教職員で問題傾向を有する児童や学級の様子について、現状や指導、課題についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行い、記録する。

②「個別の指導計画交流」（特別支援コーディネーターとの連携）

年2回、各担任が作成した「個別の指導計画」をもとに、問題傾向を有する児童や配慮を必要とする児童について、現状や指導の在り方などについて情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(3) 家庭や地域と連携した組織

①地域全体で「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることをお願いする。（地域：教頭、PTA：担当教諭との連携）

②地域全体に関わる緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ防止対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。

<緊急生徒指導委員会の参加メンバー>

校長、教頭、生徒指導担当教員、PTA会長、町内会長、地区民生児童委員

(4) 教育委員会をはじめ関係機関との連携

①いじめの事実を確認した場合の小樽市教育委員会への早期からの迅速な報告を行う。また、重大事態発生時の対応等については、法に則して、小樽市教育委員会に指導・助言を求めて学校としていじめ防止対策委員会を中心に、組織的に動く。

②状況に応じて、教育委員会の指導助言を受けながら、警察等の関係機関との連携や、法律・心理の専門家との連携を行う。

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日	策定
平成 2 7 年 4 月 2 4 日	一部改定
平成 2 8 年 4 月 1 4 日	一部改定
平成 2 9 年 4 月 1 2 日	一部改訂
平成 3 0 年 4 月 1 7 日	一部改訂
令和 元年 6 月 2 6 日	一部改訂
令和 5 年 7 月 2 4 日	一部改訂
令和 6 年 1 0 月 3 1 日	一部改訂